



社会福祉法人
中央区社会福祉協議会

ガイドブック



写真提供：一般社団法人中央区観光協会

新しいつながりと支えあいを創る
一人ひとりが自分らしく、安心して暮らせるまちをめざして



目次

社協概要	
社協って何?、中央区社協組織図	2
各種募集	
会員募集、ご寄付お願い	3
中央区地域福祉活動計画	4
地域支えあいづくり	
地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター	5
おとなりカフェ・ちよこっと相談会	
勝どきデイルームでの活動、地域支えあいづくり協議体	6
中央区社協会員向け	
車いす・シルバーカーの貸出	7
ハンディキャブの貸出	8
高齢者向け	
車いす・シルバーカーの貸出	7
ハンディキャブの貸出	8
会食と交流事業「ほがらかサロン」	9
高齢者食事サービス	9
区民どうしのたすけあい家事サポート「虹のサービス」	13
高年齢者無料職業紹介所「シルバーワーク中央」	14
成年後見支援センター「すてっぷ中央」	17
障害者向け	
ハンディキャブの貸出	8
中央区障害者就労支援センター	15
障害者就労継続支援(B型)施設「さわやかワーク中央」	16
成年後見支援センター「すてっぷ中央」	17
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	23
移動介護サービスセンター	23
子育て世帯向け	
中央区ファミリー・サポート・センター	11
ひとり親家庭日帰りバス研修	12
ボランティア活動	
災害ボランティアの支援	20
ボランティア・区民活動センター	21
使用済み切手・書き損じはがきのご寄付	22
ボランティア始めるなら、あなたはどのタイプ?	26
地域福祉活動支援	
ふれあい福祉委員会	10
いきいき地域サロン	10
福祉団体等助成	24
その他	
資金貸付事業	24
福祉関係物故者・戦争殉難者盂蘭盆法要の実施	24
苦情解決制度	24
共同募金事業	25
地域公益活動の実施	25

社会福祉協議会(社協)って?

社会福祉法第109条に定められ「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられ、全国すべての市区町村に設置することが義務づけられています。社会福祉協議会は通称「社協(しゃきょう)」と呼ばれ、社会福祉法人格を持った民間の団体です。行政とのパートナーシップを築きながら、地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得て活動する「自主性」と「公共性」をあわせもった組織です。



そもそも「社協(社会福祉協議会)」って何をしている所なの?

社会福祉法に位置付けられた『地域福祉を推進するための民間団体』だよ。『地域福祉』とは、『孤立や生きづらさなど、生活するうえで、課題をかかえる人を、地域住民同士で助け合う』ということだよ。社協はその『地域福祉』が広がっていくように、さまざまな仕事をしているんだ。

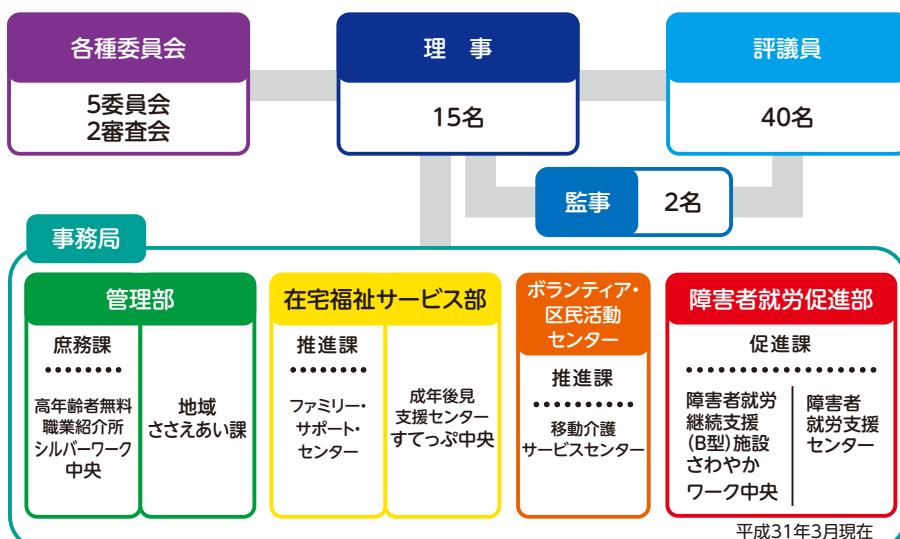


そうか!主役は住民のぼくたちなんだね。社協の職員さんたちに「してもらう」のではなく、一緒に取り組んでいくんだね!

ご近所同士、さらには町ぐるみで、助け合えるよう、交流をもってもらうことが必要なんだ。だけど、ご近所でも、急に顔の知らない人たちと交流を持つのは難しいから、そのきっかけ作りや、交流の場所を提供するのも、社協の仕事なんだよ。もちろんそこで解決しきれない問題が出たときには、社協職員も一緒に解決に取り組むよ!



中央区社協組織図



社会福祉協議会の財源

社会福祉協議会は、皆様からの会費や寄付金、募金に支えられております。また、収益事業として自動販売機の設置や駐車場の運営により収入の確保に努めています。

会員を募集しています

本会の活動にご賛同・ご支援いただける方の入会を募集しております。

会費(年度)

個人会員 1,000 円以上

法人会員 10,000 円以上

団体会員 3,000 円以上

*会費は社協窓口で受け付けているほか、郵便振替用紙(手数料無料)もご用意しています。

ご寄付をお願いいたします

皆様からの温かいご寄付は、本会が事業を推進するうえでの貴重な財源です。

本会の事業をはじめ、区内の福祉施設や団体、ボランティア活動等の支援など、地域福祉のさらなる向上を目指して幅広く活用させていただいております。

皆様のご厚志をお寄せくださいますよう、お願い申し上げます。

●中央区社協への寄付については、所得税の控除に加えて、住民税の税額控除が受けられるほか、法人税の税制優遇措置が適用されます。



問合せ

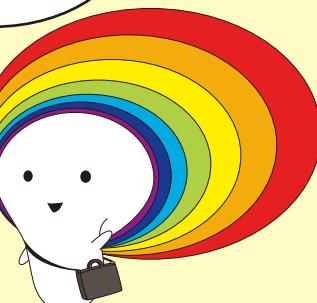
管理部庶務課 TEL 3206-0506 FAX 3206-0601

<中央区社協キャラクター「ニジノコ」です!>

中央区社協の広報担当として活躍しています♪



ニジノコは、
中央区の地域福祉を
応援しています。



中央区は日本橋や勝鬨橋など橋が多いところ。
ニジノコには、橋にかかる虹のように地域を結んで、誰もが輝いて欲しいという優しい想いが込められています。

中央区地域福祉活動計画(平成28～令和2年度)

中央区社協の呼びかけで策定した地域福祉活動計画は、誰もがいつまでも地域で安心して暮らしていくために住民が主体となって活動を行う5年間の参加型計画です。

地域での支えあいの仕組みを作るため、地域住民、ボランティア団体、NPO法人、企業、社協などそれぞれが連携、役割分担をし、課題解決に取り組んでいます。

基本理念

新しいつながりと支えあいを創る
～一人ひとりが自分らしく、
安心して暮らせるまちをめざして～

基本目標(地域住民等と社協の協働による実現目標)

- 地域活動を活性化する
- 地域の結節点をつくる
- 地域の課題を発見する仕組みづくり
- 地域の課題を解決する仕組みづくり



計画の推進を支える社会福祉協議会の活動 ～4つのプロジェクト・チーム(PT)～

地域福祉活動計画の実施にあたり、中央区社協では各事業における取り組みのほかに、4つのプロジェクトチーム(PT)を設置し、計画の推進のため様々な取り組みを行っています。

PT名	取り組みの内容
広報PT	中央区社協だよりやホームページなどの広報媒体を通じて、社協の認知度の向上を図り、地域活動を始めるきっかけとなる広報活動を行う。
マップ・居場所づくり検討PT	サロンマップの作成のほか、常設の居場所開設に向けた検討や既存の居場所運営のフォローを行う。
地域福祉活動見本市実行PT	・区内の地域福祉活動を知る機会の創出 ・課題解決の仲間を増やす機会の創出 ・活動の担い手の同士の交流の機会の創出
アウトリーチ・ニーズキャッチ推進PT	職員間の情報共有の仕組みづくりや研修などを通じて、地域のニーズを把握し、解決に導くアウトリーチ体制の確立に向けた検討を行う。

計画の推進のために…

計画を確実、効果的に推進するために、年度ごとに取り組みの進捗状況を評価し、取り組みの内容や方向性の見直しなどを行っています。また、令和元年度から2カ年の予定で次期計画の策定作業を進めていきます。



問合せ

地域福祉活動計画書は、社協ホームページでご覧いただけるほか、窓口でも配布しています

管理部庶務課 TEL 3206-0506 FAX 3206-0601

地域福祉コーディネーター、生活支援 コーディネーター

地域福祉コーディネーターは、年齢や対象を問わず、身近な地域での「人々のつながりづくり」を進めます。日常生活上の困りごとやどこに相談すれば良いかわからない悩みごとの相談・訪問支援を始め、住民の皆さんに行う地域での活動に関する相談もお受けします。

生活支援コーディネーターは、高齢者の介護予防を目的とした取り組みの創出や、「活躍の場」の立ち上げなど、住民同士の支えあいに基づく生活支援体制の整備を行います。

コーディネーターの役割

1.異変に気づく

- ・アウトリーチ（訪問支援）による課題の早期発見と個別相談支援、地域資源の把握と開拓を行います。

2.地域につなぐ

- ・地域の中で支援を必要とされている方を、専門職をはじめ、地域のネットワークや住民主体の活動などにつなぎ、課題の早期対応を図ります。

3.仕組みを作る

- ・地域や個人の課題解決に向け、支えあいに基づく仕組みづくりを、住民の皆様と一緒に進めています。

おとなりカフェ・ちょっと相談会

利用者同士の気軽な交流や、一人の落ち着いた時間を過ごすことができる「おとなりカフェ」と、日常生活の困りごとについて社会福祉士が相談に応じる「ちょっと相談会」を開催しています。高齢者から子育て中の方、障害のある方など幅広い方々にご利用いただいています。

○対象

どなたでもご利用いただけます

○開催日・会場

- ・第1・3土曜日、第2・4火曜日
- ・13:00～16:00
- ・勝どきデイルーム（中央区勝どき1-5-1 1階）



○参加費

- ・飲料代 100円・おかわり自由（予約不要・相談無料）

【主な相談例】

- ・日中通うことができる居場所を紹介してほしい。
- ・自分が使える福祉サービスについて教えてほしい。
- ・隣人トラブルに巻き込まれてしまったので話を聞いてほしい。

勝どきデイルームでの活動

勝どきデイルームでは、地域住民が主体となり、地域共生社会の実現に向けたさまざまな取り組みが行われています。「勝どきデイルームで行われている活動に参加したい」「地域の役に立つ活動を始めたい」とお考えの方は、お気軽にご相談ください。

セルフケア・カフェ



にこにこカレー食堂



地域支えあいづくり協議体

高齢者の皆様が、自分らしく地域で暮らし続けるための支えあいの地域づくりに向け、中央区全域を対象とした「地域支えあいづくり協議体（以下、協議体）」を開催しています。

○主な参加メンバー

- ・学識経験者、民生児童委員、おとしより相談センターなど関係団体に従事する者
- ・生活支援コーディネーター、社会福祉協議会職員、中央区職員

○協議体における生活支援コーディネーターの役割

- ・日々の業務を通じて得た、全区的な高齢者に関する課題を周知し、解決に向けた議論を進めます。

助成金・資金貸付事業

○地域の居場所づくり助成

- ・住民団体が行う地域の居場所づくりを目的とした活動にかかる費用の一部について、助成を行います。

※1団体1回限り。他の助成を受けていない、地域に開かれた活動を行う団体が対象。

○地域生活一時資金貸付事業

- ・住居等が管理不全な状態にあるため、生活の質が著しく低下している方の、生活環境の改善に必要なゴミ処理等にかかる費用を無利子でお貸しします。

詳細はお問い合わせください。



問合せ

管理部地域ささえあい課 TEL 3523-9295 FAX 3206-0601

メール sasae@shakyo-chuo-city.jp

車いす・シルバーカーの貸出

中央区在住の方に、車いす・シルバーカーを貸し出しています。

*介護保険制度で**移動時に使用する福祉用具**をご利用いただける方は原則として対象外です。

*車いす・シルバーカーの併用の貸し出しはできません。

車いす

○対象者

①社協会員(申込時に会員加入可)およびその家族で、高齢者(おおむね65歳以上)または身体障害者手帳を所持する方、もしくはなんらかの理由で車いすが必要な方

②「虹のサービス」利用会員の方

③会員以外で、通院や退院、旅行、ケガなどで一時的(1ヵ月以内)に車いすが必要な方

○貸出期間

①会員は原則6ヵ月以内。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、さらに6ヵ月延長できます。(延べ12ヵ月が限度)

②会員以外は1ヵ月以内

○利用料

無料

○貸出窓口

在宅福祉サービス部推進課(八丁堀) TEL 3206-0603

さわやかワーク中央(東日本橋) TEL 3865-3661

日本橋特別出張所 区民係(区民センター内) TEL 3666-4253

月島特別出張所 区民係(区民センター内) TEL 3531-1153

シニアセンター(佃) TEL 3531-7813

シルバーカー

○対象者

①社協会員(申込時に会員加入可)およびその家族で、高齢者(おおむね65歳以上)の方

②「虹のサービス」利用会員の方

○貸出期間

6ヵ月以内。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、延長できます。

○利用料

無料

○貸出窓口

在宅福祉サービス部推進課(八丁堀) TEL 3206-0603

さわやかワーク中央(東日本橋) TEL 3865-3661



搬送サービス

民間タクシー会社と提携し、車いす・シルバーカーをお届け・返却するサービス(有料)を行っています。ご希望の方は**在宅福祉サービス部推進課**までお問合せください。

*車いす・シルバーカーは区内の企業や個人の方からご寄付でいただいたものです。大切にご利用ください。

ハンディキャブの貸出

車いすを利用している方や歩行が不自由な方が通院などで外出する際、車いすのままでも乗り降りができるハンディキャブ（リフト・スロープ付き自動車）を貸し出しています。

○対象

社協会員かつ中央区在住の車いすを利用している方または障害などにより歩行が不自由で介助を必要とする方

○利用登録

事前予約のうえ、在宅福祉サービス部推進課に来所いただき、事業説明のあと利用登録手続きを行います。（利用希望日の14日前までにお申込みください）

※利用登録は年度ごとに更新が必要です。身体状況などにより来所が困難な場合は職員が訪問します。

○利用登録料

・登録会費（年度）：2,000円 ※10月以降の登録の場合は1,000円

○利用料

無料。ただしガソリン代（1号車は1kmあたり20円、2号車は1kmあたり15円）はご負担いただきます。

○利用できる日

年末年始および車両整備日などを除く日。

○利用回数

月3日以内 ※最長2泊3日で宿泊も可能です。

○利用申込

利用登録後、利用希望日の1ヵ月前から前日正午まで来所または電話・メールなどで申し込みを受け付けます。

○運転者

運転者は利用される方が確保してください。確保できない場合は本会から運転ボランティアに活動を打診することができます（確保を約束するものではありません）。

運転ボランティアへの活動打診を希望される場合は、利用日の10開所日前までにお申し込みください。なお運転ボランティアは運行範囲や活動時間などに制限があります。



1号車（セレナ）車いすの方を含め6人乗り



2号車（キューブ）車いすの方を含め3人乗り



問合せ

在宅福祉サービス部推進課 TEL 3206-0603 FAX 3523-6386

会食と交流事業 「ほがらかサロン」

日常的に外出の機会や地域の方との交流が少ない高齢者を対象に、食事や懇談、レクリエーションなどを行っています。手作りのおいしいお弁当のほか、健康体操やゲーム、懐かしい歌や散歩など、毎回参加者の笑顔が絶えないアットホームなサロンです。

○対象

中央区在住の 70 歳以上で会場まで自力で来ることができる方

原則デイサービス等通所サービスを利用していない方

○開催日・会場

第2木曜日 「日本橋社会教育会館」 11:30～14:00

第3木曜日 「女性センター・ブーケ21」 ○参加費

第4木曜日 「シニアセンター」 1回 697円(食事代)

第4木曜日 「月島社会教育会館」

○定員

各会場 15 名程度

※定員を超える場合は、空きができるまで待機となります。



問合せ 在宅福祉サービス部推進課 TEL 3206-0603 FAX 3523-6386

高齢者食事サービス

栄養バランスのとれたお弁当（昼食・夕食）を、安否の確認をかねて手渡しで毎日ご自宅までお届けします。

○対象

食事づくりや買い物にお困りで、中央区在住の 70 歳以上または要支援・要介護認定を受けた 65 歳以上の方のうち、次のいずれかに該当する方

①ひとり暮らしの方

②家族全員が 70 歳以上の方

③同居の家族が就労等のため昼・夕食時は一人になる方

○食事の内容

①一般食（一食あたり約 600kcal）

* 食事は次の中からお選びいただけます。

ご飯【普通・おにぎり・おかゆ】 おかず【普通・きざみ・ムース・ミキサー流動食】

②エネルギー調整食（一食あたり約 400kcal）

③たんぱく質調整食（一食あたりたんぱく質約 15g、塩分約 2g）

* 区が費用の一部を負担しています。

* 利用者負担額 一食あたり 490～680 円

○配達できる日

土日祝日を含む、毎日の昼食・夕食を、ご希望の曜日にお届けします。（最大週 14 食）

* 地域によって配達時間が異なります。時間指定はできません。

※業者によっては 1/1～1/3 が休業日となります。

○申込方法

お電話でお申し込みください。職員がご自宅までお伺いし、詳しいご説明と申請の手続きを行います。（申請後、サービス開始まで約 1 週間程度かかります。）



問合せ 在宅福祉サービス部推進課 TEL 3206-0603 FAX 3523-6386

ふれあい福祉委員会

ふれあい福祉委員会は、町会や自治会などの地域を単位とした、近隣住民同士による自主的な支え合い、助け合いの活動です。高齢者や障害のある方をはじめ、誰もが地域の中で孤立することなく自立した生活を送ることができるよう、声かけなどの安否確認活動、敬老お祝い会や福祉講座の開催などの活動を行っています。

設置地区（平成31年3月末現在）

京橋	新富、入船三丁目、湊一丁目、湊二丁目、築地六丁目、八丁堀三丁目東
日本橋	人形町一・三・堀留一・小舟町、人形町二丁目一之部、箱崎町箱四、東日本橋一丁目、東日本橋三丁目、浜町二丁目金座、日本橋浜二、浜町三丁目東部、茅場町二・三丁目
月島	月島二之部、月島四之部東、晴海、ソフトタウン晴海、晴海ビュータワー、月島四丁目住宅

- ふれあい福祉委員会の立ち上げについてご相談や助成金（7万円以内）を交付するなどの支援を行っています。お気軽にご相談ください。



問合せ

在宅福祉サービス部推進課 TEL 3206-0603 FAX 3523-6386

いきいき地域サロン

いきいき地域サロンは、外出の機会が少ない一人暮らし高齢者や子育て中の方などが、マンションの集会室などに集まり、福祉的な活動や仲間づくりを自主的・定期的に行う「場」のことです。週1回から月1回程度の無理なく開催できる範囲で、福祉講座や体操教室を開催したり、高齢者同士、子育て中の親同士の情報交換などの活動を行っています。

- 「いきいき地域サロン」の立ち上げについてのご相談や助成金（3万円以内）を交付するなどの支援を行っています。お気軽にご相談ください。



問合せ

管理部地域ささえい課 TEL 3523-9295 FAX 3206-0601

中央区ファミリー・サポート・センター

子育ての援助が必要な方と子育ての援助ができる方がそれぞれ会員になり、「できるときにはできることをできる範囲で」を合言葉に、お互いに助け合いながら地域で子育てをするしくみです。

会員資格

○依頼会員（子どもを預けたい方）

中央区内在住の生後 57 日以上小学 6 年生以下のお子さんを育てている方

○提供会員（子どもを預かれる方）

満 20 歳以上の、健康で子育て経験等があり、子育ての援助に理解と熱意のある方

○両方会員

依頼会員と提供会員の両方に該当する方

援助内容について

○主な援助内容

- ・保育園、幼稚園、学童クラブなどへの送迎やその前後の預かり
- ・保護者の出産前後や用事の際の預かり
- ・保護者のリフレッシュの際の預かり など



○お受けできない援助内容

- ・依頼会員宅での預かり
- ・病気治療中の子どもの預かり・送迎
- ・宿泊を伴う活動
- ・子どもを入浴させること
- ・その他、事業の目的に合わない活動

※依頼会員宅への送迎は産前産後等に限ります。

※提供会員は地域のボランティアの方々です。内容によっては対応できない場合があります。
詳細はお問い合わせください。

活動時間と謝礼金

曜日	時 間	1 時間当たりの活動謝礼
月曜日～金曜日	午前 7 時～午後 8 時	子ども一人当たり 800 円
	上記以外の時間	
土曜・日曜・祝日 年末年始	全時間	子ども一人当たり 1,000 円

依頼会員登録へのお申込み

センターで事業説明後、登録手続きを行います。所要時間は 50 分程度で事前予約制です。事前にご連絡のうえ、センターまでお越しください。

提供会員・両方会員登録へのお申込み

年3回、センターが実施している提供会員登録時講習会を受講していただきます。
開催日など詳細についてはお問合せください。

○会員の声



両方会員

仕事が大変な時に子どもを預かってもらい助かったので、自分も役に立てれば、と両方会員になりました。
小さいお子さんの預かりでうちの子も自然と年下の子のお世話が上手になり、地域でのつながりを実感しています。



提供会員

活動でお預かりしているお子さんの成長が本当に楽しみです。「僕、いつまで○○さんの家に来られるの？」と言われ「小学生までかな」と答えると「ずっと来たい。ご飯が美味しいんだもの」と嬉しい言葉のご褒美をいただきました。



問合せ

中央区ファミリー・サポート・センター
TEL 3206-0120 FAX 3523-6386
メール : family@shakyo-chuo-city.jp

ひとり親家庭日帰りバス研修

ひとり親家庭の親子のふれあいや各家庭相互の交流を目的に、レクリエーションを兼ねたバス研修を中央区ひとり親家庭福祉協議会との共催により実施しています。

○対象

中央区在住のひとり親家庭の親子（母子家庭・父子家庭）

※研修内容によっては年齢制限がある場合があります。

○実施予定日

7月下旬～8月上旬



問合せ

在宅福祉サービス部推進課 TEL 3206-0603 FAX 3523-6386
メール : zaitaku@shakyo-chuo-city.jp

区民どうしのたすけあい家事サポート 「虹のサービス」

高齢や障害、出産などにより、日常的な家事にお困りの方（利用会員）が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、同じ地域で暮らす方（協力会員）がお手伝いする、たすけあい活動です。

利用会員登録のお申込み

下記の問合せ先にご連絡ください。職員がご自宅を訪問し、「虹のサービス」について説明し、ご本人・ご家族の状況や要望等を伺います。

○対象者

- ・中央区在住で、高齢・障害・産前産後等の理由で家事援助等を必要としている方
- ・住民どうしのたすけあい活動という主旨をご理解いただける方

○費用

年度会費：2,400円 利用料：1時間 800円

○利用できるサービス

- ・利用会員のご自宅、病院等で次のような活動を行います。
掃除、洗濯、買物、食事の支度、話し相手、外出の付添い、車いすの移動介助、代行（薬や書類の受取り等）、代筆・代読など
- ・原則区外での活動は行いませんが、近隣区の病院や施設であれば対応します。
- ・日常的な家事の範囲を超えるもの、緊急時対応、介護に関する活動はできません。
- ・依頼内容によっては、ご要望にお応えできない場合があります。
- ・登録のみのお申し込みは受け付けておりません（ご本人の現況やご要望を的確に協力会員にお伝えする必要があるため）。

協力会員登録のお申込み

下記の問合せ先にご連絡ください。3時間程度のオリエンテーションにご参加いただき、活動可能な日時、提供できるサービス内容などを登録していただきます。

○対象者

本事業に理解と熱意があり、家事援助などができる18歳以上の方
専門的な知識や経験は必要ありません。

○謝礼

1時間 800円



在宅福祉サービス部推進課 TEL 3206-0603 FAX 3523-6386
メール : zaitaku@shakyo-chuo-city.jp

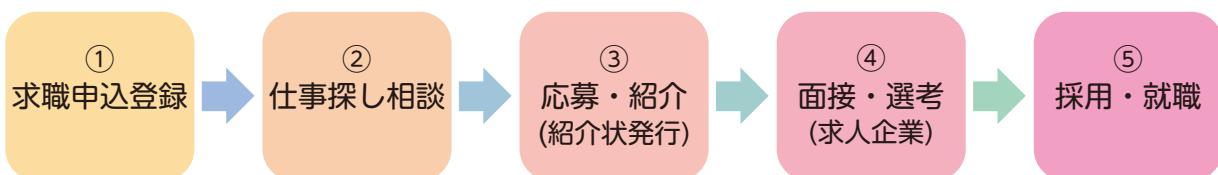
高齢者の無料職業紹介所 「シルバーワーク中央」

おおむね 55 歳以上の方を対象に、フルタイムからパートタイムまで各種の仕事を無料でご紹介しています。また、仕事探しのご相談から、履歴書等の書き方、面接のポイントなど就職に向けてきめ細かくお手伝いします。

お仕事を探している方

まずは窓口でご登録ください。常時 4,000 件以上の求人情報を自由に閲覧できます。

求職申込から就職までの流れ



就業に向けた支援

シルバーワーク中央では、年3回の面接会のほか、再就職支援セミナー、出張相談会などのイベントを行っています。



就職面接会



再就職支援セミナー

働き手をお探しの事業主の方

企業、団体など、業種を問わず求人登録を受け付けています。求人企業の人材確保のためにきめ細かい支援を行います。豊かな経験・能力を持った高齢者をお探しの方、ぜひご相談ください。



問合せ

高齢者無料職業紹介所「シルバーワーク中央」

TEL 3551-9200 FAX 3553-5531

ホームページ <http://sw-chuo.com>

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後4時

中央区障害者就労支援センター

障害のある方の一般企業への就労機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する支援を行います。また、障害のある方の雇用を推進する企業の相談にも応じるほか、就労を目指す方を対象に障害福祉サービス等利用計画を作成し、適切なサービス利用に向けた支援を行います。

利用できる方

- ・中央区内在住で、働く意欲がある障害者やその家族
- ・障害者雇用に関わりのある企業や事業主の方など

相談・支援の流れ

就労面の支援

相談

就労全般に関する相談に応じます。

※事前にお問合せのうえ、初回相談時に障害者手帳（お持ちの方）をご持参ください。



就職に向けた支援

○就職準備支援

利用者の適性を把握するとともに、必要に応じて職業訓練の利用を支援するなど、就労意欲や職業能力の向上を図ります。

○職場開拓

ハローワークへの同行や職場開拓などにより、求職活動を支援します。

○職場実習支援

利用者の通勤・実務援助のほか、職場環境などの調整を行います。



職場定着支援

利用者が安心して働き続けられるように、職場訪問を通して利用者と事業主に対し必要な助言や調整を行います。

その他、就職者の余暇支援や離職時・離職後の相談にも応じます。

生活面の支援

関係機関と連携し、福祉サービスの利用や将来設計の相談などに応じます。

地域開拓促進

- ・福祉施設等を利用している就労希望者に対し、一般就労への働きかけを行います。
- ・企業に対して障害者雇用の機会の拡充を図るために、仕事の切り出しやジョブコーチ支援などの方法についてのご相談に応じます。また、企業向けセミナーを開催し、障害者雇用について理解を深めています。

特定相談支援

主に就労を目指すために障害福祉サービスを利用しようとする方に対し、利用計画作成のための相談や福祉サービスの情報提供を行うとともに、事業者等と連携し、サービスが円滑に提供されるように連絡や調整を行います。



問合せ

中央区障害者就労支援センター TEL 3865-3889 FAX 3865-3662
メール：work@shakyo-chuo-city.jp

障害者就労継続支援(B型)施設 「さわやかワーク中央」

働く意欲がある障害のある方に対し、就労の機会を提供するとともに、一般企業などへの就労や生活を豊かにするために必要なスキルや社会性の習得を支援しています。

○就労継続支援B型とは？

障害者総合支援法で定められた通所型福祉サービスの一つで、働く場を提供し、日中活動の充実と技術や社会性の習得を支援する施設です。(雇用契約は結びません)

○利用対象

原則として自力通所が可能な障害のある方で、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方

○サービス内容

- 1 施設内での軽作業、公園清掃・ビル公開空地清掃（施設外就労）などの福祉的な就労機会の提供及び事業収入に基づく工賃の支給
- 2 区役所、一般企業などでの実習機会の提供
- 3 個別支援計画に基づく就労及び生活の質の向上に必要な知識や能力を身につけるための支援

○利用料

障害者総合支援法に基づく利用者負担額 ※ただし所得に応じた軽減措置があります。



作業室での軽作業の様子



公園清掃の様子



秋のレクリエーション（上野動物園表門にて）



「健康福祉まつり」にて



問合せ

障害者就労促進部さわやかワーク中央

TEL 3865-3661 FAX 3865-3662

成年後見支援センター「すてっぷ中央」

成年後見支援事業

成年後見制度とは、認知症や知的障害等により判断能力が不十分な方（本人）の権利と財産を守る制度で、家庭裁判所から選任された後見人等が本人に代わって契約手続きや財産管理などを行います。

成年後見制度には、すでに判断能力が不十分であるためすぐに支援が必要な場合に利用する「法定後見制度」と、将来に備えて自分であらかじめ後見人を選んでおく「任意後見制度」の2つの制度があります。

○利用例

- ・認知症の親が入院し、子どもが入院費を立て替えている。
親名義の銀行口座からお金を払い戻して入院費を支払える
ようにしたい。
- ・高齢になり所有する不動産や預貯金の
管理が難しくなってきた。また、訪問
販売等の対応に困っている。
- ・自分が認知症になったときに備えて、事前に後見人を決めて
おきたい。



成年後見支援センター「すてっぷ中央」では、区民の方々が安心して成年後見制度を利用できるよう、以下の事業を行っています。

①成年後見制度の相談、利用支援

成年後見制度の利用に関する相談をはじめ、後見人等候補者の紹介や申立書類作成のお手伝いなど、申立てに向けての支援を行います。

また、親族後見人への支援として、親族後見人を対象とした講座や交流会を行っています。

②福祉法律相談 [月1回・要予約]

成年後見制度、高齢者や障害のある方の権利侵害、福祉サービスの利用に関わるトラブルや苦情などの相談に、専門の弁護士が応じています。

③講演会等の開催

成年後見制度についての理解を深める講演会や講座等を開催しています。

また、職員が直接出向いて成年後見制度について説明を行う出前講座も実施しています。

④費用等助成

所得や資産の少ない方でも成年後見制度を利用できるよう、費用等の助成を行っています。

社会貢献型後見人（市民後見人）

「社会貢献型後見人（市民後見人）」とはボランティア精神に基づき、親族でも専門職でもなく、同じ区民という立場から後見人として活動する方です。「社会貢献型後見人（市民後見人）」の活動が活発になることで、「共にささえあい誰もが安心して暮らせるまち」となることを目指しています。

成年後見支援センター「すてっぷ中央」では、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成のため、「社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習」を実施しています。基礎講習では成年後見制度の仕組みや知識、心構え、各種制度等後見人として必要とされる内容について学びます。基礎講習の受講者は、事前の説明会に参加し応募した方の中から、選考により決定します。

○社会貢献型後見人として就任するまでの流れ

「社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習」を受講

修了者は「後見活動メンバー」として登録。
権利擁護支援事業の生活支援員として実習活動

社会貢献型後見人（市民後見人）候補者として推薦

家庭裁判所の審判を経て後見人に就任



社会貢献型後見人として活動する際は、本会が後見監督人となります。



社会貢献型後見人(市民後見人)を目指す方のための基礎講習



後見メンバー フォローアップ研修

権利擁護支援事業

高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていくよう、福祉サービス利用についての相談や手続きのお手伝い、それに伴い必要となる日常的な金銭管理や重要な書類の預かりなどのサービスを行います。

*本事業はご本人（利用者）からの申し込みを受け、契約により実施されます。ご本人の状況確認や信頼関係づくりをしながらサービス内容を十分にご理解いただくため、契約までには通常1～2ヶ月程度かかります。

○利用例

- ・福祉サービスの利用手続き、利用料の支払いを手伝ってほしい。
- ・家にたくさん郵便物が届くけど、整理ができないので、一緒に確認してほしい。
- ・預貯金の出し入れができないので代わりに銀行に行ってほしい。



「書類等預かりサービス」
貸金庫で大切な書類を預かります。

○対象

中央区在住で次に該当する方

- ①軽度の認知症高齢者、知的障害や精神障害のある方
- ②おおむね65歳以上の方
- ③20歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方

○サービス内容

サービス内容		利用料
①福祉サービスの利用援助サービス 福祉サービスについての相談や手続き、利用料支払いの援助など		1時間1,000円 (1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算します。)
サービス 付随する ① ② ③	②日常的な金銭管理サービス 預貯金の入出金、公共料金・家賃等の支払い手続き	30分ごとに500円を加算します。 1カ月1,000円
	③書類等預かりサービス 定期預金証書、不動産権利証等重要書類の預かり	

*いずれも所得に応じた利用料の減免制度があります。

〔こんなお手伝いをしています〕

○契約後、月に1～2回職員が訪問。利用者の状況を確認し、届いている郵便物を整理して手続きが必要なもの、支払いが必要なものがあれば対応します。

Aさん宅

体調や近況を伺い、本日の支援内容を相談。Aさんから「〇〇円おろして、△△円を支払って、残りは生活費として届けてほしい。」との依頼があり、対応することになった。

↓ 職員が金融機関へ

金融機関

銀行口座から〇〇円を戻し、福祉サービス利用料△△円支払い。

Aさん宅

支援内容を報告。生活費をお渡しし、次回の訪問日を決めて終了。



職員が自宅を訪問します。



問合せ

成年後見支援センター「すてっぷ中央」

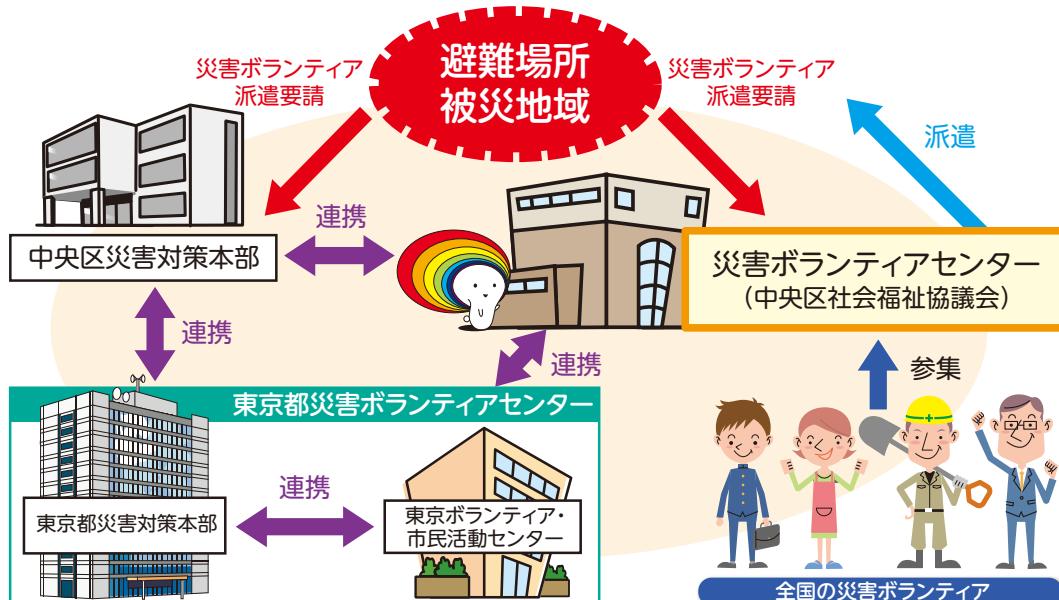
TEL 3206-0567 FAX 3523-6386

災害ボランティアの支援

災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、災害発生時にボランティア活動をスムーズかつ効率的に行えるよう支援する組織です。

中央区と「災害発生時におけるボランティア活動の支援等に関する協定」を結んでおり、災害時には災害ボランティアセンターを立ち上げ、全国から集まるボランティアの受け入れやコーディネート・派遣などを行い、ボランティア活動を支援します。



災害ボランティア講座

災害ボランティアについて正しい知識や心構えを理解してもらうため、災害ボランティアを志す区民等を対象に講座を開催しています。



災害ボランティア講座

災害ボランティア保険の受付

災害ボランティア活動時の事故に備えるためボランティア保険(保険契約者: 東京都社会福祉協議会)の受付を行っています。また、被災地でのボランティア活動を行う区内在住・在勤の方に対して保険料を全額助成しています。

災害ボランティア活動用資器材

中央区との協定に基づき、災害ボランティア活動用として資器材の整備をしています。

- | | | |
|--------------|---------|---------------|
| ・防水ライト（懐中電灯） | ・救急バック | ・ハンド型メガホン |
| ・手回し充電式ライト | ・住宅地図 | ・カセットガス対応型発電機 |
| ・防塵マスク | ・都内広域地図 | ・すべり止め付き軍手 |
| | | など |



問合せ ボランティア・区民活動センター TEL 3206-0560 FAX 3206-0601

ボランティア・区民活動センター

ボランティア・区民活動センターでは、ボランティア活動の拠点として、各種活動がスムーズに行われるよう、さまざまな事業を行っています。

ボランティア活動に関する相談・情報提供・コーディネート

ボランティア活動に関する相談受付や、情報紙「月刊キャッチボール」などを通じた情報提供を行っています。また、活動を希望する個人・団体を登録し、具体的な活動紹介やボランティアを必要としている個人・団体へのコーディネートを行っています。

ボランティア講座の開催

ボランティア活動の普及啓発のため、さまざまな講座を行っています。

ボランティア講座

ボランティアを始めるきっかけ作りとして講座を開催しています。

福祉体験講座

ボランティア活動や地域福祉活動に关心のある区内の学校や団体、グループなどに出向き、福祉やボランティアについての講話をを行う福祉入門講座のほか、講師ボランティアの協力のもと、点字、手話、アイマスク、車いす、シニアなどの体験講座を開催しています。

夏休み福祉・ボランティア体験“イナっこ教室”

学校の夏休み期間中に、区内在住・在勤・在学の小学生以上を対象に、登録ボランティア団体や福祉施設などの協力を得て、「夏休み福祉・ボランティア体験“イナっこ教室”」を開催しています。



イナっこ教室

ボランティア交流会の開催

ボランティア活動の一層の推進を図るため、「ボランティア交流会」を開催しています。また、ちゅうおうボラネット（中央区登録ボランティア連絡協議会）と連携して、ボランティア同士の交流と活動の活性化を図っています。



ボランティア交流会

社会貢献企業との協働促進

中央ぷらねっと（中央区社会貢献企業連絡会）をはじめ、区内企業の連携および社会貢献活動の促進を図っています。

登録ボランティア団体への助成

ボランティア活動を推進するため、登録ボランティア団体に活動費の助成を行っています。

ボランティア保険への加入受付

ボランティア活動中に発生したボランティア自身のケガや他人の財物などへの損害を補償するボランティア保険および、福祉活動やボランティア活動、市民活動の一環として、非営利の団体が主催する行事を対象とした行事保険の加入受付を行っています。

書籍・資器材の貸出

ボランティアや福祉に関する書籍やビデオ・DVD ソフトなどの資料、点字器やシニア体験セットなどの教材、プロジェクター、フルカラー印刷機などの資器材を貸出しています。

[フルカラー印刷機]

カラー刷り 片面 1枚 5円 (A3版は10円)、黒1色刷り 片面 10枚まで 5円

※印刷用紙は利用者が用意

健康福祉まつりの開催

地域で生活しているさまざまな人々・団体などが、ふれあいと交流を通して相互の理解と親睦を深めるとともに、ノーマライゼーションの推進と健康増進を目的として、実行委員会および区共催で、中央区健康福祉まつりを開催しています。(10月下旬・日曜日)



健康福祉まつり

地域福祉活動見本市の開催

地域の方々が地域福祉活動やボランティア活動に関わるきっかけづくりとして、それらの活動を紹介する地域福祉活動見本市を開催しています。



地域福祉活動見本市



問合せ ボランティア・区民活動センター TEL 3206-0560 FAX 3206-0601

使用済み切手、書き損じはがきのご寄付を受け付けています

ご寄付いただいた切手は、登録ボランティア団体「スタンプの会」によって整理分類された後、業者を通じて換金されます。これらの収益はボランティア事業の貴重な資金として活用しています。また、書き損じはがきは切手などに交換し、地域の福祉事業に役立てます。

使用済み切手

国内、外国、記念などの種類は問いません。台紙や封筒からはがさずに5ミリから10ミリほど余白を残して切り取ってください。



↑「スタンプの会」のみなさん

書き損じはがき

書き損じで未投函の年賀はがきや郵便はがきを集めています。



問合せ ボランティア・区民活動センター TEL 3206-0560 FAX 3206-0601

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚などに障害のある方に手話通訳者および要約筆記者を派遣し、日常生活上の活動が円滑になるように支援します。

○対象者

次のいずれかに該当し、かつ中央区福祉保健部障害者福祉課に登録した方

- ・中央区在住で聴覚、音声、言語機能に障害があり、手話または要約筆記による通訳の必要がある方
- ・中央区内の聴覚に障害のある方で主に構成されている団体

○派遣内容

通院、申請、入学手続、地域活動、講習会、スポーツ教室など

○費用

無料

(ただし、待ち合わせ場所以降の手話通訳者の交通費等の経費は派遣を受けた方の負担となります。)

○申込方法

中央区福祉保健部障害者福祉課で登録のうえ、派遣希望日の5日前までにお申し込みください。



問合せ

ボランティア・区民活動センター TEL 3206-0560 FAX 3206-0601
メール : vc@shakyo-chuo-city.jp

移動介護サービスセンター

視覚に障害のある方や知的障害のある方が、通院や買い物など社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等社会参加のための外出をするときに付き添いを必要とする場合、移動介護ヘルパーを派遣します。

○対象者

視覚に障害のある方および知的障害のある方で、中央区から「障害者福祉・地域生活支援サービス受給者証」を受けている方

○利用時間

区が決定した支給量（時間）の範囲内

○費用負担

国および区が定める基準に基づいて算定した額です。また、外出に伴う移動介護ヘルパーの交通費等の諸経費は、派遣を受けた方の負担になります。

○利用方法

派遣の申し込みは、原則として派遣希望の5日前までにお電話でお申し込みください。

*新規の利用契約、移動介護ヘルパーの登録は受け付けておりません。



問合せ

移動介護サービスセンター TEL 3206-0508 FAX 3206-0601
メール : ido@shakyo-chuo-city.jp

資金貸付事業

生活福祉資金貸付 (東京都社会福祉協議会受託事業)

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に無利子または低利で福祉資金・教育支援資金等の貸付を行っています。

※資金の種類により、貸付基準や貸付限度額、返済期間が異なります。

※貸付から返済完了まで、民生委員による相談援助活動が行われます。

総合支援資金貸付 (東京都社会福祉協議会受託事業)

収入の減少や離職等により生活に困窮している世帯に対し、継続的な相談支援と生活費等の貸付を行います。

不動産担保型生活資金貸付 (東京都社会福祉協議会受託事業)

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行います。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (東京社会福祉協議会受託事業)

養成機関において就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。

※区が実施する母子および父子家庭等職業訓練促進給付金の支給を受けている方が対象です。

受験生チャレンジ支援貸付事業 (中央区受託事業)

受験に際し、子どもたち（中学3年生、高校3年生等）への支援を目的に学習塾等の費用や高校・大学の受験料を無利子でお貸します。高校や大学等に入学した場合は貸付金の返済は免除されます。

*貸付にあたっては収入基準等一定の条件がありますのでご相談ください。

相談は予約制です。

福祉団体等への助成

地域福祉の増進に資することを目的に、心身障害者団体や福祉施設等に対し運営費を助成します。

福祉関係物故者・戦争殉難者盂蘭盆法要の実施

中央区遺族会と共に、中央区内の福祉関係物故者ならびに戦没者・戦争殉難者の諸靈供養の法要を築地本願寺の後援を得て行います。（実施時期：7月上旬）

苦情解決制度があります

中央区社協が実施する福祉サービスに関する苦情相談を受け付けています。

苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設け、適切な解決に努めます。

相談の秘密は守ります。安心してご相談ください。



問合せ 管理部庶務課 TEL 3206-0506 FAX 3206-0601

共同募金事業

共同募金の一環として、町会、自治会、民生・児童委員協議会、事業所などのご協力を得て、次の募金運動を実施しています。

歳末たすけあい募金

○募金運動期間 12月1日～12月31日

- 募金の使いみち
- ①寝たきり高齢者を介護する方や在宅心身障害児の保護者、交通遺児に見舞金として贈呈します。
 - ②中央区内の福祉団体、施設、登録ボランティア団体、ふれあい福祉委員会、いきいき地域サロンなどへの助成金として使用します。
 - ③社会福祉協議会が実施する地域福祉事業に使います。
「ほがらかサロン」の運営、ボランティア講座の開催、ハンディキャブの貸出、ひとり親家庭日帰りバス研修など

赤い羽根共同募金

○募金運動期間 10月1日～12月31日

- 募金の使いみち
- ①中央区内の福祉施設、団体の事業や小破修理、備品購入に使います。
 - ②募金にご協力いただいた町会に対し、それぞれの募金額の8%を活動費として交付します。

*募金が、地域の皆さまのニーズに対応して公平に配分されるよう、「配分推せん委員会」で募金の使いみちを審査しています。より地域に密着した募金配分となるよう努めています。



問合せ

管理部庶務課 TEL 3206-0506 FAX 3206-0601

中央区社会福祉法人連絡会

平成28年度から中央区社協が事務局となって、区内の社会福祉法人によるネットワークを立ち上げ、地域における公益的な取り組みをすすめています。

取り組み内容の紹介



- ・ 福祉体験合宿
子ども達が福祉施設に宿泊しながら職場体験をし、保護者を交えた報告会を行うことで、家族ぐるみで地域福祉に触れる機会を提供します。



- ・ ボッチャ体験＆福祉ちょこっと相談会
年齢や障害のあるなしに関わらず誰もが参加できるスポーツ「ボッチャ」の体験会と、法人職員による福祉相談会を開催しています。



問合せ

管理部庶務課 TEL 3206-0506 FAX 3206-0601

ボランティア

始めるなら、あなたはどのタイプ？



ご自分のスタイルに合った活動を見つけて、
ボランティアの世界を広げてみませんか？



情報を
集めたい

すぐ
活動したい

学びたい

ボランティア・区民活動センターに
【個人ボランティア登録】
をして、メール配信で情報を
GET！

ちゅうおうボラネット
交流サロン
に参加して情報をGET！

☆ボランティア情報紙
「月刊キャッチボール」
☆「ボランティア・ガイドブック」
を取り寄せて情報をGET！

★気軽にできる★ 詳細P22
使用済み切手
書き損じはがき 収集

★子どもが好き★ 詳細P11
ファミリー・サポート・センター ※有償

★家事のお手伝い★ 詳細P13
虹のサービス ※有償

★興味のある活動★
「ボランティア・ガイドブック」
掲載情報のなかから、興味のある
活動を探す

★運転が好き★ 詳細 P 8
ハンディキャップ
運転ボランティア

ボランティア・
区民活動センターの
【福祉体験講座】
を受講してみる

詳細P21
福祉体験講座

「福祉入門講座」
「点字体験」
「手話体験」
「アイマスク体験」
「車いす体験」
「シニア体験」
のメニューがあります。
区内の学校や団体、グループなど
のご依頼に応じています。

より専門的な
活動がしたい

★より専門的な活動★ 詳細 P17

成年後見支援センター「すてっぷ中央」の社会貢献型後見人（市民後見人）
「社会貢献型後見人（市民後見人）」とはボランティア精神に基づき、親族でも専門職
でもなく、同じ区民という立場から後見人として活動する方です。

社会福祉法人中央区社会福祉協議会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-1-5

代表メールアドレス kakehashi@shakyo-chuo-city.jp

ホームページ <https://www.shakyo-chuo-city.jp/index.html>

管理部

●庶務課

TEL 3206-0506 FAX 3206-0601

メール shomuka@shakyo-chuo-city.jp

●地域ささえ課

TEL 3523-9295 FAX 3206-0601

メール sasae@shakyo-chuo-city.jp

●無料職業紹介所「シルバーワーク中央」

〒104-0032 中央区八丁堀3-17-9京華スクエア1階

TEL 3551-9200 FAX 3553-5531

在宅福祉サービス部

●推進課

TEL 3206-0603 FAX 3523-6386

メール zaitaku@shakyo-chuo-city.jp

●中央区ファミリー・サポート・センター

TEL 3206-0120 FAX 3523-6386

メール family@shakyo-chuo-city.jp

●成年後見支援センター「すてっぷ中央」

TEL 3206-0567 FAX 3523-6386

メール step@shakyo-chuo-city.jp

ボランティア・区民活動センター

●推進課

TEL 3206-0560 FAX 3206-0601

メール vc@shakyo-chuo-city.jp

●移動介護サービスセンター

TEL 3206-0508 FAX 3206-0601

メール ido@shakyo-chuo-city.jp

障害者就労促進部

〒103-0004 中央区東日本橋 2-27-12

両国郵便局合同建物 4~6階

●障害者就労継続支援(B型)施設「さわやかワーク中央」

TEL 3865-3661 FAX 3865-3662

メール sawayaka@shakyo-chuo-city.jp

●中央区障害者就労支援センター

TEL 3865-3889 FAX 3865-3662

メール work@shakyo-chuo-city.jp



【交通】

- 江戸バス (A1出口) 徒歩3分
- 都営バス (A3出口) 徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線八丁堀駅 (2番出口) 徒歩7分
- 東京メトロ銀座線京橋駅 (1番出口) 徒歩7分



【交通】

- JR総武線浅草橋駅 (東口) 徒歩3分
- JR総武本線馬喰町駅 (B3/B4出口) 徒歩5分
- 地下鉄都営浅草線浅草橋駅 (A1出口) 徒歩3分
- 地下鉄都営浅草線東日本橋駅 (B3/B4出口) 徒歩5分



この印刷物はカラーユニバーサルデザインで作成しています。
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。